

○JR小浜線利用促進対策事業助成金交付要綱

平成18年1月6日

告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、JR小浜線への町民の意識高揚と利用促進を図るため、JR小浜線を利用した者に対し、本町の予算の範囲内において、当該利用に要する経費の一部を助成することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体旅行 8人以上で構成する団体が、同じ行程をともに鉄道を利用した普通団体旅行をいう。ただし、JR等が企画する割引乗車券を利用した旅行は除く。
- (2) グループ旅行 4人以上で構成するグループが、同じ行程をともに鉄道を利用した片道101キロメートル以上の普通旅行をいう。ただし、JR等が企画する割引乗車券を利用した旅行は除く。
- (3) 普通乗車券等購入 普通乗車券又は特急券の購入をすることをいう。ただし、購入金額が900円未満のものは除く。
- (4) 定期券購入 3箇月以上の定期乗車券の購入又は営業キロが20キロメートル以上の区間での1箇月定期乗車券の購入をすることをいう。ただし、小学生及び中学生の定期乗車券の購入は除く。
- (5) 回数券購入 回数乗車券の購入をすることをいう。
- (6) 成人式参加 本町が開催する成人式に案内があった者が成人式に参加をすることをいう。
- (7) 小中学生団体利用 町内の小中学生で構成する4人以上の団体がJR小浜線を利用することをいう。
- (8) シニア利用 町内の65歳以上の高齢者がJR小浜線を利用することをいう。
- (9) 観光ツアー企画 町内の旅行業者がJR小浜線を利用した町内の観光ツアーを企画し、実施することをいう。
- (10) タクシー利用 JR小浜線を利用した者が同じ日に町内でタクシーを利用することをいう。
- (11) EVカーシェア利用 JR小浜線を利用した者が同じ日に町内に設置され

ているEVカーシェアを利用することをいう。

(12) 駅活性化イベント企画 町内でJR小浜線の駅舎等を利用したイベントを企画し、実施することをいう。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) JR上中駅、JR大鳥羽駅又はJR三方駅において切符を購入し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

ア 団体旅行

イ グループ旅行

ウ 普通乗車券等購入

エ 定期券購入

オ 回数券購入

カ 成人式参加

キ 小中学生団体利用

ク シニア利用

ケ 観光ツアー企画

(2) タクシー利用

(3) EVカーシェア利用

(4) 駅活性化イベント企画

(5) その他町長が必要と認める事業

(助成対象者)

第4条 この告示の対象者は、助成対象事業を行ったもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 若狭町内に居住している者

(2) わかさ東ふるさと元気スタンプ会員である者

(3) 三方マイカード会員である者

(4) 三方ショッピングセンターレピアカードの会員である者

(5) その他町長が必要と認める者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表のとおりとする。ただし、第3条第1項第5号の定めによる助成金の額は、必要に応じて町長が別に定める。

2 助成金の額に10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、JR小浜線利用促進対策事業助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)により、切符を購入した日から20日以内に町長へ提出しなければならない。ただし、第2条第3号又は第4号の助成対象事業において、協同組合三方商店連盟三方マイカード制度又は三方ショッピングセンターレピアレピアカード制度に基づく三方マイカードポイント又はレピアカードポイントを加算するとき及びわかさ東ふるさと元気スタンプカード制度に基づくわかさ東ふるさと元気スタンプを押印するときは、当該交付申請は要しないものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に助成金を交付するものとする。

(その他)

第8条 本事業の助成対象となる費用について、その他の助成事業等により、その費用が交付される場合は対象外とする。

2 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成17年4月1日からこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)までの間において、第4条に定める助成対象者となった者については、第6条本文の規定にかかわらず、施行日において切符を購入したものとみなす。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第5条関係）

助成対象事業	助成内容	助成限度額
団体旅行	団体割引後運賃の30パーセント	片道1,020円、往復2,040円（子供運賃の場合は、上記金額の半額）
グループ旅行	運賃の30パーセント	片道1,200円、往復2,400円（子供運賃の場合は、上記金額の半額）
普通乗車券等購入	支払額100円単位ごとに、協同組合三方商店連盟「三方マイカード」制度又は三方ショッピングセンターレピア「レピアカード」制度に基づく「三方マイカードポイント」又は「レピアカードポイント」の1ポイントを加算 支払額500円単位ごとに、わかさ東ふるさと元気スタンプカード制度に基づく「わかさ東ふるさと元気スタンプ」を1個押印	
定期券購入	支払額の5パーセント又は支払額200円単位ごとに、協同組合三方商店連盟「三方マイカード」制度又は三方ショッピングセンターレピア「レピアカード」制度に基づく「三方マイカードポイント」又は「レピアカードポイント」の5ポイントを加算 支払額200円単位ごとに、わかさ東ふるさと元気スタンプカード制度に基づく「わかさ東ふるさと元気スタンプ」	

	を1個押印	
回数券購入	支払額の10パーセント	
成人式参加	成人式参加に要する交通費のうち、乗車券運賃のみを対象とし、その運賃の学生割引等の割引後の総額の20パーセント	
小中学生団体利用	J R 小浜線区間の運賃の50パーセント	
シニア利用	J R 小浜線区間の運賃の30パーセント	
観光ツアー企画	J R 小浜線を利用し、町内の観光ツアーを企画・実施するために必要な費用	参加者1人あたり 3,000円
タクシー利用	J R 小浜線を利用した日に利用するタクシー利用料金	1日あたり 580円
EVカーシェア利用	J R 小浜線を利用した日に利用するEVカーシェア利用料金	1日あたり 1,500円
駅活性化イベント	町内でJ R 小浜線の駅舎等を利用したイベントを実施するために必要な費用	1回あたり 200,000円